

令和2年第5回岩国市議会定例会会議録（第1号）

○8番（武田伊佐雄君） おはようございます。8番 憲政会の武田伊佐雄です。通告に従い一般質問を行います。

1、岩国市一般廃棄物処理基本計画について。

（1）収集ごみの性状について伺います。

ことはコロナ禍の影響で、不要不急の外出は自粛するといった社会の動向があり、その結果、御家庭の断捨離に取り組まれた方も多かったとの報道がありました。以前、汚れがひどいプラスチックごみについては、「洗わずに焼却ごみとして出してほしい」と環境部長の答弁がありましたが、現在の収集ごみの性状についてお尋ねいたします。

（2）資源化の成果について伺います。

本計画の目的は循環型社会の形成にあったと認識していますが、これは基本理念にも掲げられているように、市民とともにつくるものでなければならないと考えます。行政と市民が意識を共有するためにも、市民が行政ルールにのっとってごみの分別を行うことにより、資源化されたものの評価はどのようになされているのかお尋ねいたします。

あわせて、この取り組みは、持続可能なまちづくりを目的としたSDGsとしての側面があると考えますが、市民の協力による未来への貢献度について、どのように市民に周知しておられるのかお示ください。

（3）ごみの分別について伺います。

サンライズクリーンセンターが稼働して1年が過ぎましたが、今でも市民から、「首都圏のようにごみを分別しなくても出せるようにならないのか」という声を聞きます。その中でも課題は、きれいであればリサイクルされ、汚れていれば焼却ごみとなるプラスチック類だと考えます。汚れの程度により判断に迷うことが良心的な市民のストレスとなり、悩むくらいなら全部一緒に捨ててもいいようにしてほしいといった不満につながっているのではないかと推察しています。廃棄するために行うごみの分別と、資源化するために行うごみの分別についての見解と取り組みについてお聞かせください。

2、有害鳥獣対策について。

（1）周南市において男性がクマに襲われた件について伺います。

ことし6月24日、周南市においてジョギング中の男性がクマに襲われるという事件が起きました。当時、クマの目撃情報については、本市も周南市と同様に多く報告されていたので人ごとでは済まされないと感じていますが、この事件を受けて今後の対応に変化があるのかお尋ねいたします。

（2）岩国市鳥獣被害防止計画の進捗状況について伺います。

ことし4月1日に本計画は改正されましたが、被害防止対策の取り組みと成果についてお示ください。

（3）業務体制の見直しについて伺います。

令和元年9月定例会において、「有害鳥獣対策については、これまで経験したことのないような状況にももしっかり対応し、成果を出せるための職員体制について考えていくことが必要だと感じている」と当時の農林水産担当部長が答弁されましたが、この1年間でどのような検討がなされたのかお尋ねいたします。

3、静風園の建てかえについて。

（1）用地取得の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

静風園については、平成28年3月定例会において、「建てかえを含めた民営化の実施について平成32年度を予定している」と当時の副市長から答弁があったことをまずは確認しておきます。

その後、計画を変更されまして、昨年3月の定例会においては、当時の健康福祉部長から、「平成31年度から平成32年度までで、土地の取得に係る業務及び諸事務を完了させ、平成33年度で基本設計、平成34年度で実施設計、平成35年度と平成36年度の2年間で建築工事となり、平成36年度または平成37年度に竣工となればよい」との答弁がありました。

予定どおり、来年度は基本設計を策定するようになると受けとめておりますが、そのためにも土地取得が計画どおりに進んでいるのか、現在の状況についてお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（福田良彦君） 皆さん、おはようございます。それでは、武田議員御質問の第1点目の岩国市一般廃棄物処理基本計画についてお答えいたします。

まず、（1）収集ごみの性状についてであります。本市におきましては、平成19年1月から、市全体のルールとして、ごみを10種20分類に分別していただいております。

分別して出された収集ごみの性状につきましては、5年ごとに岩国市一般廃棄物処理基本計画を策定する際に、異物が混入しやすい「焼却ごみ」「プラスチック類」「金属類及び破碎ごみ」について、ごみの組成調査を行い確認しております。

現在の岩国市一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり、平成30年7月から8月にかけて組成調査を実施した結果、焼却ごみには、資源品として出すことが可能な紙類が26.7%、プラスチック類が3%含まれていました。

また、プラスチック類には、ペットボトルや生ごみなどの分別誤りが11.4%、汚れが付着して再資源化が困難なものが12.4%含まれており、金属類及び破碎ごみには、焼却ごみやプラスチック類、処理困難ごみなどの分別誤りが8%含まれておりました。

これらの調査結果を踏まえた上で、平成31年4月からは、サンライズクリーンセンターの本稼働に合わせてごみの出し方を変更しております。変更の内容としましては、プラスチック類の適正な資源化を推進するために、異物として含まれている、洗っても汚れが落ちにくいプラスチック類の容器包装を焼却ごみとして出すことができるようにしております。

市としましては、今後もさまざまな施策を展開し、ごみの適切な分別が促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（2）資源化の成果についてであります。岩国市一般廃棄物処理基本計画では、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物や生活排水問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」を基本理念としております。

これは、消費者や事業者などの各主体が、「ごみを作らない」「ごみを出さない」「やむを得ず出たごみはできるだけ再利用し資源化する」ことに取り組むことによって実現されるものであります。

不燃性の指定ごみ袋で出されたごみについては、岩国市リサイクルプラザにおいて手作業や機械により選別し、異物を取り除くことによって可能な限りの資源化に努めております。令和元年度には、プラスチック類が1,986トン、金属類が993トン、瓶類が434トン、ペットボトルが225トンなど、合計で3,832トンを資源化いたしました。

また、資源品として出されたものは業者に直接搬入して資源化しており、令和元年度には、新聞紙類が1,002トン、雑紙類が1,166トン、段ボールが930トン、布類が242トン、アルミ缶が118トンなど、合計で3,468トンが資源化されました。

議員御質問の市民の皆様への周知につきましては、毎月15日号の広報いわくにに、「ごみ ちょっと気にして、もっと気にして」を連載するとともに、市ホームページのほうで「家庭から出されたごみのゆくえ」を掲載するなど、資源化の流れを説明しております。こうした取り組みなどにより、本市のごみの総発生量の約4分の1が資源化されているところであります。

市としましては、ごみの資源化を行うことが、循環型社会の形成のみならず、国際社会が共通の目標として取り組んでおります持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの複数の目標達成につながるものであると認識しております。こうしたことから、今後も市民の皆様の一層の協力をいただけるよう、引き続き、意識の啓発に努めてまいります。

最後に、(3)ごみの分別についてであります。ごみを効率的に資源化するためには、異物の混入をなくすことが非常に重要であり、市民の皆様にも適正なごみの分別に御協力いただくことが必要不可欠であります。

ごみの分別の意義を市民の皆様にも理解していただくためには、ごみがどのようなリサイクル製品になって、どのように社会に貢献しているのかを知っていただくことが重要であるというように考えております。

市としましては、今後も引き続き、よりわかりやすい記事を広報いわくにや市ホームページに掲載するとともに、ごみ処理施設を見学していただくなど、ごみの分別への関心を深めていただけるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○農林水産担当部長（榎本新次郎君） 第2点目の有害鳥獣対策についてお答えします。

まず、(1)周南市において男性がクマに襲われた件についてですが、本年6月24日に周南市において、ジョギング中の男性がクマに襲われる被害がありました。これを受け、山口県から周南市に「クマ出没警報」が発令され、注意喚起をされております。

本市におきましては、人身被害はないものの、今年度も4月初旬から目撃情報があり、足跡など痕跡の情報を含めると、8月28日現在38件の情報が寄せられております。

市の対策としましては、被害の未然防止を図るため、ホームページで市民の方に、クマを「呼び寄せない」「出会わない」ための方法等について常時お知らせしております。

また、例年5月ごろからクマの目撃が多く報告されていることから、こども支援課、教育委員会にクマの注意方法などを記載した資料を送付しておりますとともに、クマの行動が活発になる9月ごろからは特に注意していただくよう、市報での周知も行っております。

クマの出没についての通報があった場合には、岩国警察署、猟友会、岩国農林水産事務所と連携し、目撃場所付近での巡回を実施しております。あわせて市民には、市民メール、市民ニュースアプリで目撃情報、注意事項についてお知らせするとともに、幼稚園・保育園、学校や地元自治会への周知を行い、出没地域での防災行政無線による注意喚起も行っております。

さらに、状況に応じて出没集落での爆竹による追い払いなどを実施しておりますが、こうした対策をとっても地域内のクマの出没が継続する場合、市が岩国農林水産事務所と協議し、山口県に捕獲許可申請を行い、猟友会に捕獲を依頼することとしております。

ツキノワグマにつきましては、絶滅危惧種に指定されていることなどから、山口県が策定した保護計画において被害防止対策として最小限の捕獲が認められているものの、まずは捕獲以外の方法で対処し、それでも出没や被害が防止できない場合に、必要に応じて山口県が捕獲の許可をされるとされています。

本市におきましても、注意喚起などは行っておりますが、人身被害がいつ起こるかわからない状況でありますので、クマの目撃情報が寄せられましたら、まずは警察か、農林振興課及び各総合支所に御一

報ください。連絡を受けた警察もしくは市の職員が現場に状況確認に駆けつけます。状況によって、市から猟友会に連絡をとり、安全確保、情報収集、警ら活動、危機回避措置などを行います。

今後も、関係各機関で連絡をとり合い、追い払い活動や巡回をより一層迅速に行うことが必要であると認識しております。

次に、(2) 岩国市鳥獣被害防止計画の進捗状況についてでございますが、岩国市鳥獣被害防止計画における被害防止対策としては、捕獲と防護柵の設置を行うことを取り組み方針としております。

捕獲につきましては、イノシシ、猿、ヌートリアなど対象鳥獣の捕獲計画数を定め、本年度につきましては、4月から7月末時点にかけて捕獲した各鳥獣は、イノシシ、鹿などは捕獲計画数と比較すると計画数を下回っておりますが、猿、カラス、カワウ等は捕獲計画数に近い数の捕獲ができていますため、全体として捕獲の進捗は順調と考えております。

また、そのほか捕獲に関する取り組みについてですが、狩猟期以外の4月から10月に有害鳥獣を捕獲した捕獲隊員に対し、市からの奨励金としまして岩国市イノシシ等捕獲事業奨励金を交付しております。

さらに、捕獲を推進することを目的として、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、岩国市鳥獣被害防止対策協議会から交付する報償費につきまして、今まで対象としてきたイノシシに加え、今年度から新たに猿、鹿、タヌキ、ヌートリア、カラス、カワウを対象としております。奨励金等の対象の拡充につきましては、猟友会の捕獲隊の方々に有害鳥獣を捕獲していただく際の意欲の向上につながるものと考えております。

防護柵の設置につきましては、有害鳥獣の侵入防止のために柵を整備する個人農家を対象とした補助金の交付を行っており、今年度は総額1,100万円の予算を計上しております。このうち、8月末時点で74件233万6,696円を助成しており、ワイヤメッシュ柵や電気柵といった各種の整備は1万1,556メートルの範囲に及んでおります。

こちらの制度には単年度当たりの助成額に上限が定められておりますが、未利用者に制度を案内することで、今後も防止柵の整備を進めてまいります。

また、猿捕獲に関して申しますと、平成26年度から猿用大型捕獲柵の設置を順次行い、平成26年度1基、平成27年度3基、うち1基は平成30年7月災害で倒壊しております、そして平成28年度2基、平成29年度2基、令和元年度1基の計8基を、また平成28年度に中型捕獲柵1基を設置し、捕獲体制の整備を図ってまいりました。

捕獲頭数につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間に569頭捕獲されたもののうち、約4割の243頭が猿用捕獲柵で捕獲されております。そのうち中型捕獲柵では、設置から4年間で8頭捕獲しております。大型柵、中型おりの年度別の捕獲数で申しますと、平成27年度20頭、平成28年度62頭、平成29年度69頭、平成30年度67頭、令和元年度25頭であり、一定の効果は出ていると考えております。

最後に、(3) 業務体制の見直しについてですが、現在、農林振興課では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律により、岩国市鳥獣被害防止計画を作成し、これに基づき、防護と捕獲の両面から被害防止対策を実施するとともに、クマ、猿など人身被害防止対策としましては、警察と連携してパトロールや追い払いなど対策を講じているところです。

専属班の設置につきましては、野生鳥獣全体の対策となりますので、農作物被害・人身被害防止だけでなく、生活環境被害を含むため、多岐にわたる部署での協議が必要となります。そのため各所管省庁との連絡調整などもあり、現時点では所管を統一した専属班を設置する考えには至っておりません。

しかしながら、猿など有害鳥獣の市民生活圏への出没増加に伴い、現場確認用務や緊急性の高い出動業務も増加しております。こういった状況に適切に対応できる体制として、職員の増員を念頭に、猟友会や地域の皆様と集落に猿などの鳥獣を寄せつけない対策、集落での居心地を悪くさせ、森林へ追い返す方法を一緒になって考え、まずは人里から山へ鳥獣を追い返す、組織的で継続的な無理のない体制を整えることを考えてまいりますので、よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 第3点目の静風園の建てかえについての（1）進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

静風園の建てかえに関しましては、適切な候補地の取得に向けて交渉を重ねていたところでしたが、この土地での取得には至りませんでした。

一方で、平成28年度に実施しました養護老人ホーム在り方検討会議から3年経過し、意見集約された内容について、措置者数の推移などにに基づき精査をする中で、各施設を取り巻く状況や社会情勢の変化もあることから、市内3施設の養護老人ホームの今後の定員数や改築などのあり方を改めて検討する必要が生じてまいりました。

市といたしましては、現在策定中の次期高齢者保健福祉計画に養護老人ホームのあり方について反映させるため、高齢者保健福祉計画策定委員会の中の専門部会で、学識経験者を中心に市内の養護老人ホームの効率的な運用等について、これまでの状況を踏まえ、御意見を伺い、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（武田伊佐雄君） それでは、再質問を行います。

まず、有害鳥獣対策について確認します。

2年前の2018年10月のことになりますが、南河内周辺では毎日のようにクマの目撃情報が入っていた時期があります。この時期は南河内以外でも頻繁に目撃情報がありました。

特に、児童の登下校については心配になりましたので担当課に相談に行ったのですが、「ツキノワグマは保護獣だから、クマは1日の移動距離が長いので同じところに出没することはないから」と言われ、市民の安全を守るような、捕獲や追い払いを行うといった対応はありませんでした。そのときの対応は、捕獲許可申請を行うことには後ろ向きで、市民メールで「食べ物を外に放置しないようにしてクマに気をつけてください」といった注意喚起程度の対応でした。

今後は、市民の安全が優先される追い払い活動や巡回が迅速に行われ、頻繁に目撃情報が入る場合には、捕獲するための行動をとるということでよろしいですね。

○農林水産担当部長（榎本新次郎君） 頻繁にクマの目撃情報が入る場合には、岩国警察所、岩国農林水産事務所、猟友会としっかり連携し、追い払い活動や巡回に努め、それでも出没や被害が防止できない場合には、捕獲も含めて迅速に対応してまいりたいと考えております。

○8番（武田伊佐雄君） では、岩国市鳥獣被害防止計画の進捗について、捕獲についておおむね順調であるとの答弁でしたが、私の周囲では問題は解決しておりません。

特に、猿による被害については深刻な問題です。これまでにも、学校や住宅近くでは銃の使用ができないということで、対策が打てなかったこともしばしばありました。このような問題にも柔軟に対応していただくためには、設置型の大型捕獲柵だけではなく、移動式の捕獲おりの整備が必要だと考えますが、見解をお尋ねします。

また、前回、麻醉銃を使った捕獲について質問しておりますが、その後の検討についてあわせてお聞かせください。

○農林水産担当部長（榎本新次郎君） 捕獲おりの設置につきましては、銃による捕獲が難しい集落で

は、猿対策の有効な手段の一つとして必要と考えております。

現在、集落に猿を寄せつけない対策について、新しい取り組みとして、組織的で継続的な無理のない体制づくりを実施する準備を進めております。体制といたしましては、猟友会や地域の皆様と連携することにより、集落の周辺環境の整備や追い払い方法の勉強会などを進めることで、人里から山に鳥獣を追い返す対策を考えております。

そうした中で、捕獲おりの整備に当たりましては、どのような場所にどのようなおりが有効であるか、また管理をどのように行うのかなど、地域の皆様と情報交換を行いながら進めてまいります。

また、麻醉銃につきましては、昨年、山手地区にて、群れではなく、離れ猿の捕獲のために専門業者に業務委託する準備を進めておりましたが、使用する直前に捕獲されたため、使用にまで至ることはありませんでした。

今後につきましても、住宅地の近く、わなや銃の使用が制限される区域について、有害鳥獣を捕獲する必要がある場合には使用してまいります。

○8番（武田伊佐雄君） 離れ猿については昨日も、たしか南岩国町のほうですか、目撃情報が入ったと思いますので、決して中山間地域だけの話ではないと思います。しっかりと対応できるように御検討ください。

次に、業務体制について伺います。

各所管省庁との連絡調整があればこそ、専属班の必要性が出てくるのではないかと考えるのですが、専属班の設置について考えには至っていないというお答えでした。

昨年の担当部長の答弁から進展がないように聞こえて残念なのですが、この1年間でどのように検討されてきたのか、具体的にお示しください。

○農林水産担当部長（榎本新次郎君） 専属班の設置につきまして考えに至っていないとお答えしましたのは、これまでに把握してきた農林水産物の被害だけにとどまらず、市街地での生活環境被害などの増加に対し、十分な状況把握が追いついておらず、いましばらく調査が必要かと思っています。

今後も、引き続き他市の状況など調査・研究を行い、現場の状況確認、追い払い、巡回、捕獲への準備など、迅速に対応できる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 対策の手段として、捕獲ではなく、人里から山へ鳥獣を追い返す、組織的で継続的な無理のない体制づくりを打ち出されてきましたが、具体的にどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

○農林水産担当部長（榎本新次郎君） 具体的な策との御質問ですが、詳細につきましてはまだ描けておりませんが、猿に嫌な思いをさせる手法を地域の皆様と考えてまいりたいと思います。と申しますのは、群れた猿に個人では分が悪く、自分の農地だけを守っていても、集落内のほかの場所で居心地がよい状態であれば、猿は集落に来続ける事態になってしまうと思われま。

そのような状況に対し、行政とともに地域の組織、例えば中山間地域等直接支払制度を利用している集落組織の皆様や自治会の方々と連携して、集落の周辺環境の整備や追い払い方法の勉強会などを進めることで、人里から山に鳥獣を追い返す対策が講じられるのではないかと考えております。

今後におきましては、今年度内に被害が多く発生している地域の関係者の皆様にお声がけを行い、取り組みの説明や協力をお願いし、来年度より実施ができるよう準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○8番（武田伊佐雄君） 市民にとって必要なのは、鳥獣の捕獲数ではなく、有害鳥獣の被害を受けず、安心して暮らせることなので、この取り組みについては今後も注視してまいりたいと思います。

では次に、一般廃棄物処理基本計画について伺います。

資源化の成果について、先ほどの答弁では、市民の協力によって得られた成果をまだ十分に伝えられていないのではないかと思います。市民に対してもっと具体的に協力の成果を示すことにより、ごみの資源化に向けた活動を推進すべきだと考えます。

捨てるために分別しているという認識から、資源化するために分別しているという認識へ視点を変える情報発信をすることにより、市民の意識変革を促すことができれば、本市のSDGsの取り組みとして捉えることができるでしょう。

2030年に向けたゴールを設定し、小さな数値目標を一つ一つ達成していく過程を市民とともに取り組んでいくことは、具体的な施策になると思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、先ほどごみの組成について御答弁いただきましたが、基本計画のデータをよく検証してみると、適正排出、資源化可能、削減可能、分別誤りといった内訳の分析も出されています。つまりは、適正排出の割合を上げることを目標に施策を立てて取り組めば、資源化の品質向上が得られ、その結果を市民に情報提供することにより、市民と行政が共通認識のもと持続可能なまちづくりに取り組むといったビジョンが見えてくるのではないかと考えますが、見解を求めます。

○環境部長（藤村篤士君） ごみを効率的に資源化するためには、異物の混入をなくすることが非常に重要であり、これは市民の皆様のご適正な分別排出への御協力なくしては実現いたしません。

実際に、プラスチック類への異物の混入を低減するために、洗っても汚れが落ちにくいプラスチック製の容器包装を焼却ごみとして出せるように出し方を変更した結果、岩国市リサイクルプラザにおいて手作業で取り除く必要のある異物の混入割合が、平成26年度から平成30年度までの平均で18.8%であったものが、令和元年度には17.8%と低くなっておりまして、資源化の作業効率向上につながっております。

議員御指摘のとおり、こうした市民の皆様のご御協力により改善が図られた結果を、目に見える形でわかりやすく情報発信することや、適正排出を目標値として計画に反映することが、分別の取り組みの促進に大変効果的であるとともに、SDGsの目標達成にもつながっていくと考えられます。

また、市民の皆様のご分別への取り組みが、SDGsの目標達成に貢献していることを認識していただけるよう、あらゆる機会を捉えて啓発等に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 壇上からの御答弁にありましたが、ルール変更するなど改善のために行った施策の影響がどのように反映されるかは、細かく分析しなければならないと思います。

そのためには、現在5年ごとに行っている調査を4半期に1度とはいわずとも、せめて年に1度は行うべきかと考えますが、見解を伺います。ルール変更した項目については、1%削減された状況も把握されているようですが、限定的に調査回数をふやすといった場合も含めて、適切なデータ収集についてどのように考えられているのかお聞かせください。

○環境部長（藤村篤士君） 議員御指摘のとおり、施策の効果がごみの分別にどのように反映されているか把握することは大変重要でありますことから、必要に応じた組成調査の追加実施や、処理施設における処理実績等の資料も参考にしながら、ごみ質の把握に取り組んでまいります。

また、プラスチック類の出し方の変更に伴う組成調査につきまして、実施する方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 市民との共通認識を促すために、市民生活に浸透しているごみカレンダーや市民ニュースアプリの中に、SDGsのロゴや取り組みに向けたキャッチコピーなどを取り入れてみてはどうかと思いますが、来年度に向けて準備できないか伺います。

○環境部長（藤村篤士君） 市民の方のごみの分別によりごみが資源化され、このことが社会に貢献し、さらにSDG sの目標達成につながっていることを知っていただくことが重要であると考えております。

議員御提案のごみカレンダーへのSDG sのロゴ等の掲載につきましては、今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 現在、多くの分類でごみを回収されているようではございますけれども、回収した一般廃棄物というのは、「資源化する」「焼却する」「埋め立てる」、大きくこの3つに大別されると思います。

そういうふうな見方で考えると、今までとは違うごみの見方というか見解のほうに、市民の方も考えが変わってきて、より前向きに協力していただけるのではないかと思いますので、しっかりとそういう取り組みのほうをやっていただけるように提言しておきます。

それでは最後に、静風園の建てかえについて再質問いたします。

先ほど壇上から、「適切な候補地取得に向けて交渉を重ねていたところでしたが取得に至らなかった」と答弁されましたが、簡単には済まされない問題だと思えます。児玉部長が健康福祉部長になられたときに、「この土地が取得できなければ、平成28年3月の答弁にさかのぼり、大きく時間を浪費することになるが大丈夫なのか」と私は念を押したことがあります。結果、このような事態を招いたことは、それなりの説明があるべきだと思います。

土地の提案を含めたプロポーザルでの公募の計画を変更した理由と、土地取得に費やした2年間の経過について改めて説明を求めます。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 壇上で先ほど答弁させていただきましたが、この土地の取得には至らなかったというこれまでの経緯について改めて御説明いたします。

市では、市内の養護老人ホーム3施設の今後のあり方について、有識者により平成28年度に養護老人ホーム在り方検討会議を開催し、平成29年5月末には意見集約を行ったところです。こうした方針をもとに、議員御質問の静風園に関しましては、建てかえに向けて土地の選定に当たっておりました。

平成29年度においては、公有地、消防署や学校用地の跡地など、土地の選定に向けて動いておりましたが、土地の選定には至らず、さまざまな方策を検討する中で、平成30年6月に土地の提案を含めたプロポーザルでの公募により建てかえを検討することとし、その作業を進めておりました。

また、並行して建てかえ用地を探しておりましたが、他の関係部署にも静風園の建てかえに関する土地の情報提供を依頼していたことから、平成30年11月に関係部署を通じて相手方から適切な候補地について打診がございました。この時点で、進めておりました土地の提案を含めたプロポーザルでの公募を行うのではなく、土地の取得に向けて相手方と交渉を進めていくこととしました。

その後、この候補地において、土地の取得に向けた交渉を6回行っております。具体的には、平成30年12月に1回目の交渉を行い、互いの条件提示を整理し、その後、平成31年2月から3月にかけて2回目、3回目と交渉を行い、土地の取得に関する双方の役割分担やスケジュール調整など、互いのさまざまな課題をクリアにしていく方向で協議しておりました。

しかしながら、3回目の交渉を行った2カ月後の令和元年5月に行った4回目の交渉で、相手方から条件の見直しの提示があったことから、市内部で協議を行い、市としての条件を再度調整し、令和元年7月に5回目の交渉を行いました。条件が折り合いませんでした。

そうしたことから、改めて市内部で課題解決に向けた協議を行い、その協議内容について相手方と電話等で調整しておりましたが、最終的に令和2年2月の6回目の交渉で、市としてこの交渉を継続することはできないと判断し、土地の取得には至りませんでした。

以上がこれまでの経緯でございます。

○8番（武田伊佐雄君） 4回目の交渉で相手方から条件の見直しの提示があったとのことですが、具体的にはどのような条件の見直しだったのでしょうか。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 条件の見直しにつきましては、当然、土地取得ということ掲げて動いておりますので、土地の面積の変更ということになろうかと思えます。

市としましては、条件の見直しに対する調整が必要になってまいったということでございます。

○8番（武田伊佐雄君） 土地の面積の変更ではよくわかりませんが、どういう意味ですか。御説明ください。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 先ほど説明しましたように、相手方がおられて——相手方との交渉の中で土地面積というのが当然あるかと思えます。

市が養護老人ホームを建てる場合には、何千平米という面積の予定がございますけれども、静風園であれば、2,000平米から3,000平米の予定という部分での土地の面積の交渉が——要は、それまでは予定の面積で話が進んでいたんですけども、減少という形を提示されたということでございます。

○8番（武田伊佐雄君） それは確保が必要な土地の面積が、当初相手方に提示されていたものより削減されたという解釈でよろしいですか。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 先ほど説明しましたように、削減されたということでございます。

○8番（武田伊佐雄君） このような結果になったことを担当部長はどのように受けとめておられますか。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 先ほど来、経緯の説明をさせていただきました。

計画の実行に向けて、いろいろな方策を講じながら動いておりましたが、スケジュールが計画どおりに進んでいない状況であることにつきましては、大変申しわけなく思っております。

養護老人ホームの措置入所につきましては、現在、高齢の方からの入所相談に応じ、対象となる措置入所者に対しましては、施設への入所ができております。

しかし、市として一番大事なことは、入所を必要とされておられる高齢者が施設に入れないようなことがあってはなりません。

早急にこれからの方向性を定め、それに向けて着実に進めていくことが大事であると考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 副市長にお尋ねします。

平成30年3月定例会の答弁で、当時は総務部長として「行政経営改革を進める中においても、やはり市の職員にも経営感覚というものがようになってくる場面がございます」と発言されましたが、静風園については平成32年度、つまりは今年度に建てかえを含めて民営化を実施する予定と答弁されていたものが、現在も変わらず当時のままであることについてどのようにお考えですか。お聞かせください。

○副市長（杉岡 匡君） 私も記憶しておりますけれども、経営感覚ということが大事だということは申し上げました。

これは行政経営を進める中では、やはり職員人材育成の関係から、「効率的」「質の高いサービスを提供する」「常にコスト意識を持つ」「市民本位の行政経営を推進する」という4つの柱で人材育成指針を設けております。その中の一つでございますが、コスト意識というんですか、ある意味経営感覚につながるかと思えますけれども、今回の土地の件につきましても、市有地を有効に活用したいということから、私どものほうも、やはりこれが一番その時点ではベストな選択、これが一番いいだろうということを進めてきたわけでございます。

相手方のあることですので、予定どおりにいかなかった部分は確かにございますが、私どものほうは

やはり有効活用できるものを使って、市の施策を実現させたいということでやってきたわけでございますので、今後につきましても、その考え方は変わらないと思います。いかに最少の経費で最大の効果を出すかということに努めてまいらなければならないと思っておりますので、今回の件につきましても、一旦立ちどまるわけでございますが、また新たな方向性を見出して、施策を進めていきたいというふうに考えてございます。

○8番（武田伊佐雄君） 自分としては、土地の取得が調査に進展しなければ計画が二転三転するだけに心配で、折に触れ担当部長には声をかけてきたつもりでしたが、交渉を断念していたことを半年以上も伏せられていたというのは衝撃でした。

今後、どのような対応を考えられているのか、方向性について見解をお聞かせください。

○健康福祉部長（児玉堅二君） 土地の取得に至らなかったことから、土地の提案を含めたプロポーザルでの公募を実施すべきところではございますが、平成28年度に実施しました養護老人ホーム在り方検討会議から3年経過し、利用者のニーズ、措置者の現状など、さまざまな精査が必要であると判断し、現状との整合性がとれているのか確認する必要性が生じてまいりました。

具体的には、市内3施設の養護老人ホーム入所者数の推移は、平成28年度は145人、平成29年度、30年度はともに140人、平成31年度は132人、令和2年度は130人となっており、減少しております。

この入所者数の推移は、養護老人ホーム在り方検討会議で想定していた令和2年4月の入所者数152人に対し、実際の入所者数は130人で、想定より22人下回っている状況でございます。

また、地域包括ケアの推進を図る中で、住みなれた地域で在宅での生活ができるよう、介護サービスを初めとした生活支援サービスの提供ができるようになり、これまでは入所しなければ対応できなかったケースについて、在宅での養護が徐々にできるようになっており、今後も進んでいくものと推測されます。

このことから、市内3施設の養護老人ホームの今後の定員数や改築などのあり方を改めて検討しなければならないと判断し、今後の方向性について、高齢者保健福祉計画策定委員会の中の専門部会で、学識経験者を中心に市内の養護老人ホームの効率的な運用等について、これまでの状況を踏まえ、御意見を伺い、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（武田伊佐雄君） 今回の一般質問は、執行機関を監視する役割の重要性を改めて知らされる機会となりました。今まで以上に、市民の負託に応えられるよう努めてまいりたいと思います。

以上で、質問を終わります。